



COVID-19関連法令（十七）

COVID-19の感染拡大により定期株主総会の開催延期が可能

經濟部商業司は2021年5月20日付プレスリリースにて、「非公開発行会社は会社法の規定に基づき主務機関へ定時株主総会の開催延期許可を申請することができるほか、COVID-19の影響により開催不能又は主務機関へ開催延期を申請できない場合、自社で株主総会の開催を延期することができ、会社法に規定の処罰を受けない」と公布しました。これにより、非公開発行会社は今年の株主総会を6/30以降に延期する場合でも、經濟部への事前申請は不要となります。プレスリリースの全文は以下をご参照ください。

公布部署: 商業司第一科 **公布日:** 2021/05/20

嚴重特殊傳染性肺炎中央流行疫情指揮センターは台湾全土に第三級警戒区域措置を宣言し、室内5人以上、室外10人以上の集会を禁止する旨を公布した。以上により、会社の株主総会が上記状況に該当する場合、法に基づき開催することは出来ない。また、公開発行会社は金融監督委員会の公告により、2021年5月24日より2021年6月30日まで株主総会の開催が停止される。

また、会社は会社法の規定に基づき主務機関へ定時株主総会の開催延期許可を申請することができるほか、COVID-19の影響により開催不能又は主務機関へ開催延期を申請できない場合、自社で株主総会の開催を延期することができ、会社法に規定の処罰を受けない。

そのほか、地方主務機関が伝染病防治法の規定に基づき、より厳格な管理措置を採用した場合、会社はそれに従わなければならない。

經濟部プレスリリースウェブサイト:

<https://gcis.nat.gov.tw/mainNew/publicContentAction.do?method=showPublic&pkGcisPublicContent=5323>

2021年度定時株主総会の開催に関する疑問点について以下をご参照ください。

Q1

2021年度定時株主総会は6月末までに開催しなければならないか、又は延期可能か?

非公開発行会社は、經濟部2021年5月20日付プレスリリース及び2020年4月16日付經商字第10902015230号通達により、会社法第170条第2項の規定に基づき主務機関へ2021年の定時株主総会の開催延期を申請することができるほか、COVID-19の影響により開催不能又は主務機関へ開催延期を申請できない場合、自社で株主総会の開催を延期することができ、会社法に規定の処罰を受けません。

公開発行会社 (TWSE、TPEX、エマージング市場の上場会社及び台湾で上場している外国企業を含む)は、金融監督管理委員会(以下、金管会)証券先物局の2021年5月20日付プレスリリースにより、5月24日から6月30日までに開催の株主総会を中止し、株主総会の開催を2021年7月1日から8月31日までに延期します。7月以後の実際の開催日及び場所は取締役会の決議を受ける必要があります。

Q2 株主総会はテレビ会議方式により開催することは可能か?

会社法第172条の2の規定により、非公開発行会社はテレビ会議により株主総会を開催することが出来る旨を会社定款で規定することができます。但し、公開発行会社には本項規定は適用されません。

非公開発行会社が、テレビ会議により株主総会を開催することが出来る旨を会社定款で規定している場合、テレビ会議により2021年度定時株主総会を開催することができます。定款に規定していない場合、テレビ会議方式を採用することはできません。

公開発行以上の会社は、会社法に制限されるため、テレビ会議により株主総会を開催することは出来ません。但し、金管会はCOVID-19の拡大状況を注視しており、条件付きの制限解除の可能性を検討しています。

関連法令：会社法第170条

解釈通達：経商字第10902015230号

公布日：2020年4月16日

新型コロナウイルス(COVID-19)の流行期間において、定時株主総会の開催が困難である場合、防疫上の要因が「正当な事由」として認められるため、主務機関へ定時株主総会の開催延期を申請することができる。

一. 会社法第182条の1第1項、「株主総会が取締役会によって招集される場合は、その議長は第208条第3項の規定による。」及び同法第208条第3項、「代表取締役は、対内的には株主総会、取締役会及び常務取締役会の議長を務め、対外的には会社を代表する。代表取締役が休暇又は事由によって職権を行使することができないときは、副代表取締役が代理する。副代表取締役を置いていないとき、又は副代表取締役も

休暇又は事由によって職権を行使することができないときは、代表取締役が常務取締役一人を指定して代理させる。常務取締役を置いていないときは、取締役一人を指定して代理させる。代表取締役が代理人を指定していないときは、常務取締役又は取締役が一人を互選して代理する。」の規定により、代表取締役の代理人は前掲の規定により取扱う。

二. 次に会社法第170条第2項、「前項の定時株主総会は、各会計年度の終了後6か月以内に開催しなければならない。但し、正当な事由によって、主務機関に報告して許可を受けたときは、この限りでない。」と規定されている。ここに述べる「正当な事由」とは、自然災害の発生など、当事者の責に帰すことができず、予定通りに定時株主総会を招集することができないというような、客観的かつ合理的な判断に基づいて、主務機関が裁量するものである。(本部2014年7月24日経商字第10302074720号を参照)会社の定時株主総会の開催が「新型コロナウイルス(COVID-19)」の流行期間において、定時株主総会の開催が困難である場合、防疫上の要因が「正当な事由」として認められるため、会社法第170条第2項の規定に基づき、主務機関へ2020年の定時株主総会の開催延期を申請することができる。

三. また、株式を公開発行する会社について、証券主務機関が別途規定する場合はその規定に従わなければならない。

KPMG Taiwan Network

台北事務所

日本業務組連絡先 日本語対応可能

台北市11049信義区

信義路5段7号68F

T : +886 2 8101 6666 (代表)

F : +886 2 8101 6667

新竹事務所

新竹市300091

科学园区展業一路11号

T +886 3 579 9955

F +886 3 563 2277

台中事務所

台中市40758西屯区

文心路二段201号7F

T +886 4 2415 9168

F +886 4 2259 0196

台南事務所

台南市700002中区

民生路2段279号16F

T +886 6 211 9988

F +886 6 6229 3326

高雄事務所

高雄市801647前金区

中正四路211号12Fの6

T +886 7 213 0888

F +886 7 271 3721

Contact us

パートナー

李 宗霖

パートナー

T +886 2 8758 9946 内線番号 : 02337

E johnnylee@kpmg.com.tw

林 琇宜

パートナー

T +886 2 8758 9688 内線番号 : 02587

E slin1@kpmg.com.tw

陳 彦富

パートナー

T +886 2 8758 9995 内線番号 : 02909

E byronchen@kpmg.com.tw

友野 浩司

パートナー

T +886 2 8758 9794 内線番号 : 06195

E kojitomono@kpmg.com.tw

記帳部門 (記帳代行、個人所得税、給与計算等)

蔡 文惠

パートナー

T +886 2 8758 9992 内線番号 : 00584

E etsai@kpmg.com.tw

登記部門 (会社設立、ビザ取得等)

李 美儀

シニアマネジャー

T +886 2 8758 9780 内線番号 : 02340

E migilee@kpmg.com.tw

日本人顧問

坂本 幸寛

T +886 28758 9751 内線番号 : 19065

E yukihirosakamoto1@kpmg.com.tw

須磨 亮介

T +886 2 8758 9926 内線番号 : 17640

E ryosukesuma@kpmg.com.tw

home.kpmg/tw/jp

The information contained herein is of a general nature and is not intended to address the circumstances of any particular individual or entity. Although we endeavor to provide accurate and timely information, there can be no guarantee that such information is accurate as of the date it is received or that it will continue to be accurate in the future. No one should act on such information without appropriate professional advice after a thorough examination of the particular situation.

© 2021 KPMG, a Taiwan partnership and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.

発行責任者 : 林 琇宜 統括 / KPMG台湾